

別表2（第3章第3関係）

状況に応じた原子力災害への対応（屋内退避の場合）

	児童の動き	教職員の動き
(1) 登校時に災害が発生したら	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災無線や広報車などの放送をしっかりと聞き、その指示に従う。 ○ 家が近くの場合には家へ帰り、その後、市町からの指示に従う。 ○ 学校に近い場合には登校し、先生の指示で速やかに屋内に退避する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登校してきた児童を、速やかに教室に退避させる。 ○ 児童の出欠を確認し、総括班へ報告する。 ○ 教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。 ○ 低学年の児童に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。 ○ 児童の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）
(2) 授業中等に災害が発生したら	<p>《授業中・休み時間・放課後・部活動中》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 屋外にいた時は、先生の指示で速やかに屋内に退避する。 	<p>《授業中や休み時間・放課後や部活動中》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 校内放送により、自分の教室以外にいる児童を、速やかに教室に退避させる。 ○ 児童の把握に努め、総括班へ報告する。 ○ 教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。 ○ 低学年の児童に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。 ○ 児童の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）
(3) 下校時に災害が発生したら	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災無線や広報車などの放送をしっかりと聞き、その指示に従う。 ○ 家が近くの場合には家へ帰り、その後、市町からの指示に従う。 ○ 学校に近い場合には、学校に戻り、先生の指示に従う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校に残っていたり、戻ってきた児童を速やかに屋内に退避させ、状況を確認し、総括班へ報告する。 ○ 教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。 ○ 低学年の児童に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。 ○ 児童の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）

<p>(4) 学校外活動中に災害が発生したら</p>	<p>《屋内避難対象地域内で活動している場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 屋外活動中に災害情報等を聞いたら、先生の指示で近くの建物に速やかに退避する。 	<p>《屋内退避対象地域内で活動している場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災無線や広報車などの放送による市町災害対策本部からの指示に従う。 ○ 屋外活動中の児童生徒を近くの建物に速やかに退避させる。 なお、学校と隨時連絡を取り合う。 ○ 大会等では、施設の管理責任者や大会本部の指示に従う。 ○ 野外活動中で屋内退避する建物がない場合、その地域の市町災害対策本部と連絡を取り、指示に従って行動する。 ○ 低学年の児童に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。 ○ 児童の健康観察を行い、その結果を学校へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告する。（保護者からの電話は控えてもらう）
	<p>《屋内退避または避難対象地域外で活動している場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設やバスの中で待機する。 	<p>《屋内退避または避難対象地域外で活動している場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校は、早急に引率者に連絡をし、災害の発生を知らせる。 ○ 学校と連絡を取り合って、安全な地域の公共施設等で待機し、指示を待つ。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう）
<p>(5) 休業日に災害が発生したら</p>	<p>《自校における課外活動等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 屋外にいたときは、先生の指示で速やかに屋内に退避を、先生の指示に従った行動をとる。 	<p>《自校における課外活動等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災無線や広報車などの放送による市町災害対策本部からの指示に従う。 ○ 屋外にいる児童を、速やかに屋内に退避させ、総括班へ報告する。 ○ その場にいる教職員で、市町と協力し、児童の安全に努める。 ○ 低学年の児童に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。 ○ 屋内退避をしたら、児童の健康観察を行い、定期的に総括班へ連絡し、指示を仰ぐ。 保護者（家庭）へは、本人の所在等を知らせる。